

いかり 錨 (ANCHOR/アンカー)のマークは信頼と希望のシンボルです。人生という大海原で嵐に遭ったあなたと信頼と希望で結ばれ、一緒に嵐を乗り越っていききたい。ANCHORIには、そんな願いを込めました。



# ANCHOR

2021.7  
vol.15

Kanagawa Chuo Law Office Newsletter



みなとみらい

## 暑中お見舞い申し上げます

暑い日が続いておりますが、皆様、お変わりなくお過ごしでしょうか。

私は、時節柄、外出を控え、自宅で過ごすことが多くなっております。

自宅では、以前からの私の趣味である盆栽の手入れや、庭木をいじったりして過ごしております。ジュンペリヤーの枝を切り詰めてさっぱりしすぎてしまったので来年は手を入れない方が良いかな、とか、「桜切る馬鹿、梅切らぬ馬鹿」と言うが枝が伸びすぎているため桜の剪定は強めにした方が良いかな、など、日々試行錯誤して楽しんでおります。

また、最近、体調管理のため自宅で運動を始めました。ジム通いは、私の経験上、3日坊主で終わる危険があることや、コロナの問題があることから、選択肢から外しました。自宅で、小型のトレーニング用バイクやプランクトレーナーという体幹を鍛える器具等を使って、週3~5回ほどの無理のないペースで気軽に運動しています。気晴らしにもなるため、

コロナ終息後も続けていこうと考えております。

さて、今回のアンカーでは、みなとみらいの写真を表紙に掲載しました。横浜と言えばこの風景をイメージされる方もいらっしゃるのではないでしょうか。まさに横浜といえる写真です。関内から昨年移転した横浜市役所からも、このみなとみらいの風景が一望できるそうです。

また今回のアンカーでは、法律相談Q&Aで、学校の管理下で起きた事故に関する内容を掲載しております。私立学校と公立学校の差等も記載しております。ご興味のある方は是非ご覧ください。

最終ページにはお客様の声も掲載させていただいております。

これからも、皆様方のご期待にお応えし続けられるよう、事務所一同精進してまいりますので、今後も何卒よろしくお願い申し上げます。

代表弁護士 藤原 大輔



スマホからも！  
ウェブページ



スマホ対応です！

<https://www.fdlaw.jp/>

まずは、お気軽にお電話やメール等で事務所までご連絡ください。「ホームページを見た」とお伝えいただければ初回面談相談は無料です。

## 最近のご相談

弁護士 藤原 大輔  
Fujiwara Daisuke



皆様方からご相談いただく種類のなかで、最近件数が増えているのが男女間の金銭問題です。典型的な内容は、交際していた男女間での金銭のやり取りが、貸金なのか贈与なのか、という問題です。最近この問題について多くお問い合わせいただいている背景には、コロナ禍で外出自粛が求められ、自宅で過ごす時間が長くなり、そこで別れ話や金銭に関する揉め事が発生しやすい環境があるからなのかもしれないと考えております。

ご相談を受けて感じることは、金銭の貸し借りを裏付ける借用書などの書面の取り交わしを行ったケースが少ないということです（借用書の取り交わしをしたという稀なケースでは、ご相談内容は、貸金が贈与かというよりも、相手方が姿を見せなくなり音信不通となっているとか、破産するといわれて困っている等といった内容が多いです。）。書面の取り交わしが行われなかった大半のケースでは、書面がないため、「貸したので返済を求めたい」と主張する方が、「借りてはおらず貰っただけなので、返す義務はない」と主張する方よりも、皆様お察しのとおり、その主張内容の実現が困難となります。

ただ、「返す義務はない」と主張する方においても、返還しない旨を相手方に回答後、相手方によって貸金返還請求訴訟を提起されると、被告として応訴する必要がありますので、全く負担がないというわけでもありません。さらには、詐欺罪として刑事告訴する等の主張を相手方から受け、心理的に大きな負担を感じているご相談者の方もいます。

そのため、たとえ交際中であっても、金銭のやり取りをする際は、返済してもらう前提で貸す方はもちろんのこと、借りる側も、後々紛争にならないためにも、何らかの記録に残すような工夫をした方がよいと感じるところです。

また、交際中に借りた金銭について、別れた後に、返すつもりはあるのだが一括で返済できずに困っているとご相談に来られるケースもあります。このような場合は、貸した相手方としても、当然のことながら一括で返済を受けたいと希望しているわけですが、それが現実的ではない場合、分割であっても全額の支払いを受けたいと考える場合が多いため、何度かやり取りをしたうえで、結論的には、分割での支払方法の合意を互いに取り交わし、合意した支払方法に従って返済していく結論となることが多いです。

また、上記以外に最近増えている印象のご相談の種類として、業務上横領のご相談があります。業務中、従業員の方が会社から貸与されている財産を自分のものとしてしまったという事例が典型です。極めて悪質な場合は、会社経営者の判断で、従業員の懲戒解雇のみならず、業務上横領罪で刑事告訴をするに至ることもあります。会社経営者の方から、犯罪行為であるのは間違いがないがこれまで従事してくれた従業員に対する思いもあり、そのような行為は極力したくないという本音を聞くこともあります。

コロナ禍ということもあり、上記のような金銭問題のご相談が多く寄せられておりますが、紛争にならないよう、日頃から適切な金銭管理を心掛けたいものです。



## 法律相談

### Q & A



#### 部活動中に起きた事故の責任

**Q** 通っている学校は私立学校なのですが、訴える場合は誰を訴えることができるのですか。

**A** 不適切な指導をした部活顧問Xの個人責任を追及するとともに、部活顧問を雇っている学校法人の使用者責任などを追及していくことになります（民法709条・715条・415条）。

**Q** 公立学校に通っていた場合も同じですか。

**A** 公立学校の場合、部活顧問の先生Xは公務員になりますので、国家賠

**Q** 子供が野球の部活中に怪我をしましてしまいました。後遺障害が残ってしまいそうです。部活顧問の先生Xが適切に指導していなかったことも原因だと思うのですが、自己責任になってしまうのでしょうか。



**A** 野球をはじめとするスポーツには競技をする上で一定の危険が含まれています。例えば、野球では、投手が打者に対して球を投げた際にどうしても死球が発生してしまいます。しかし、ヘルメットやエルボーガードなどを着用することで怪我を負う危険を低減することができます。部活顧問などスポーツの指導者は、部活に参加する子供達の生命・身体・健康等の安全に配慮し、子供達が事

故に遭わず安心してスポーツができる環境を構築する義務を負っています（安全配慮義務）。部活顧問Xの指導が不十分・不適切で、安全配慮義務に違反していると言える場合には学校などの責任を問うことができます。

**Q** 学校などを訴えないと何もありませんか。

**A** 学校の管理下で起きた事故により障害が残った場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。しかし、必ずしも損害全体をカバーできるほどの金額が支給されるわけではありません。不足分については学校などと話し合う必要があります。

## 暑中お見舞い申し上げます

弁護士 榊 研司  
Sakaki Kenji



皆様、いかがお過ごしでしょうか。この原稿を書いているのは6月上旬ですが、まだ東京オリンピックがどうなるのかははっきりしない状況で

す。無事に開催されたのでしょうか。選手にとって一生に一度の大舞台ですから、無事に開催されていたらと思います。また、観客が素直に応援できる状況になっていることを願っています。

新型コロナウイルスの流行により、Zoomなどを利用してパソコン越しで打合せをする機会が増えました。



裁判においても、裁判所に出頭せず、WEB会議形式でパソコンの画面越しでやり取りすることが増えてきました。以前までは裁判所に出頭しないやり方としては電話会議形式でしたが、裁判官や相手方代理人の表情などが分からないので、やりづらさを覚えていました。WEB会議形式だとカメラ越しに相手の表情が分かりますし、移動時間も節約できますので、積極的にWEB会議形式に応じています。WEB会議形式の裁判はまだ一部の裁判所での導入にとどまっていますが、このまますべての裁判所に導入されてほしいものです。もっとも、裁判に限らず、

WEB会議形式では、非言語的コミュニケーションが対面のときよりも取りづらいところもあるので、参加者が複数の場合のコミュニケーションの方法については改善の余地があると感じています。

仕事だけでなく、趣味の分野でもオンラインが活躍するようになってきました。好きな歌手やバンドのライブに行くのが趣味なのですが、新型コロナウイルスの流行により、会場でのライブが激減し、オンラインライブが配信されるようになりました。オンラインライブだと音が綺麗に聞こえ、映像も綺麗という良いところもあります。しかし、会場に響き渡る音によって身体が振動する感覚や会場の一体感など、生のライブでないと体験できないことがあります。時折、生のライブもありますが、まだ声出し禁止で拍手しかできず、観客同士の距離もあるので、どうしても物足りなさが残ります。ただ、好きな歌手やバンドが元気にパフォーマンスをしているのを見ることができただけでも、今の状況ではありがたいと思います。しかし、早くワクチンが行き渡り、遠慮なく声を出すことができる、人と接することができる日常が戻ってきてほしいものです。



償法の規定により、X個人を訴えることはできません。その公立学校を設置している自治体に対して、国家賠償法に基づく責任を追及していくことになります。

**Q** なぜ公務員だと公務員個人に対する損害賠償請求ができないのですか。

**A** 公務員の個人責任が追及されると、萎縮効果が生じ、適正果敢な公務執行が抑制される可能性があるなどが理由とされています。

これまで、「竹田高校熱中症事故死亡事件」の遺族などが部活顧問であった公務員個人に対して損害賠償請求をしましたが、ことごとく否定されてきています。



**Q** 何も処罰を受けないのでしょうか。

**A** 組織内部において懲戒処分の対象になることはもちろん、悪質な場合には刑事処分の対象になることは、私立学校の教員も公立学校の教員も変わりありません。

**Q** 公立学校の教員の場合、金銭的な負担を一切負わないのですか。

**A** 国や自治体の国家賠償責任が認められた場合、当該公務員に故意又は重過失があるとき、国や自治体は当該公務員に対して求償（損害の負担を求め）ができます（国家賠償法1条2項）。公務員個人に対して求償できる場合が、通常の過失では足りず、故意又は重過失があるときに限定されています。私立学校の教員（会社員）の場合には、故意又は重過失の限定はありません（民法715条3項）。

**Q** 公務員の故意又は重過失が認められる場合、自治体は公務員に必ず求償しているのですか。

**A** 様々な理由から求償が行われなことがあります。もっとも、求償を求めるべき事案にもかかわらず、地方自治体が当該公務員に対して求償をしていない場合、地方自治体の住民は地方自治体に対して求償権を行使するよう求める住民訴訟を提起することができます。

上記「竹田高校熱中症事故死亡事件」

では、県の賠償責任が認められ、県から遺族へ損害賠償金が支払われた後、遺族らは、県が元部活顧問であった公務員に対して求償していないのは違法だとして住民訴訟を提起しました。

**Q** 「竹田高校熱中症事故死亡事件」の住民訴訟の結果はどうなったのですか。

**A** 県が元部活顧問に対して求償していないのは違法であるとの判決が出ました（大分地裁平成28年12月22日判決、福岡高裁29年10月2日判決【確定】）。

もっとも、県の負う賠償金の大半は保険から支払われたので、保険免責金額200万円のうち50%の100万円を元部活顧問に求償していないのが違法であるという判断でした。事故が平成21年8月22日に発生していますので、実に8年もの時間がかかってしまっています。このように、公務員個人の賠償責任の負担を求めるには、法律上だけでなく、時間や費用、手間の点からもハードルが高いのが現状です。



神奈川中央法律事務所 藤原

差出人: 藤原先生  
 送信日時: 神奈川中央法律事務所 藤原  
 宛先: 近頃のご報告  
 CC:  
 件名:



神奈川中央法律事務所 藤原先生、ご担当者様

いつもお世話になります。と申します。

ご連絡ならびに法律事務所様ニュース(錨 anchor)のご送付をまことにありがとうございます。拝見させていただき、とても嬉しく身に余る光栄です。今後も同じく貴社にお願いいたします。お世話になりました。心より御礼を申し上げます。

藤原先生、神奈川中央法律事務所様の皆様へ心強いご支援をいただきましたこと、かえりながら、心より御礼を申し上げます。

神奈川中央法律事務所 藤原

差出人: 藤原先生  
 送信日時: 神奈川中央法律事務所 藤原  
 宛先: '神奈川中央法律事務所 藤原'  
 件名: RE: ご依頼の件

神奈川中央法律事務所 藤原先生

今回も、お手数をお掛けして、申し訳ありませんでした。別件で、又、お世話になると思います。そのときは、宜しくお願いします。

有難う御座りました。

新年おめでとうございます。お正月も、お過ごし良かったです。今年も、20年同様、御報告をよろしくお願い致します。お返事は、2月の下旬にさせていただきます。お返事は、2月の下旬にさせていただきます。お返事は、2月の下旬にさせていただきます。

お客様からいただいたアンケート、メッセージをご紹介します。



神奈川中央法律事務所 お客様へ

1. 当事務所の対応に満足できましたか? ○をご記入ください。  
 大変満足  満足  普通  不満
2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか?  
 大変満足  満足  普通  不満
3. 当事務所の印象はいかがでしたか?  
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)  
 明るい  きれいな  普通  暗い  汚い
4. スタッフ(弁護士を除く)の対応はいかがでしたか?  
 大変良い  良い  普通  不満
5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

お世話になりました。また、お返事は、2月の下旬にさせていただきます。お返事は、2月の下旬にさせていただきます。お返事は、2月の下旬にさせていただきます。

6. このアンケート内容を事務所ホームページやニュースレターへ掲載してよろしいですか? (氏名・住所など、個人を特定できる情報は掲載いたしません)  
 はい  いいえ

令和 年 月 日

神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

1. 当事務所の対応に満足できましたか? ○をご記入ください。  
 大変満足  満足  普通  不満
2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか?  
 大変満足  満足  普通  不満
3. 当事務所の印象はいかがでしたか?  
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)  
 明るい  きれいな  普通  暗い  汚い
4. スタッフ(弁護士を除く)の対応はいかがでしたか?  
 大変良い  良い  普通  不満
5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

令和 年 月 日

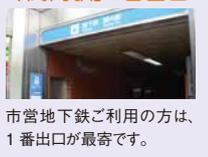
神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)

1. 当事務所の対応に満足できましたか? ○をご記入ください。  
 大変満足  満足  普通  不満
2. 弁護士の話のスピード、わかりやすさはいかがでしたか?  
 大変満足  満足  普通  不満
3. 当事務所の印象はいかがでしたか?  
 (あてはまるものすべてに○をご記入ください)  
 明るい  きれいな  普通  暗い  汚い
4. スタッフ(弁護士を除く)の対応はいかがでしたか?  
 大変良い  良い  普通  不満
5. その他、改善すべき点、ご意見ご感想がございましたらご自由にお書きください。

お世話になりました。お返事は、2月の下旬にさせていただきます。お返事は、2月の下旬にさせていただきます。お返事は、2月の下旬にさせていただきます。

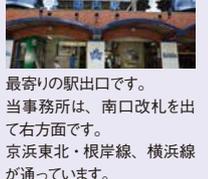
6. このアンケート内容を事務所ホームページやニュースレターへ掲載してよろしいですか? (氏名・住所など、個人を特定できる情報は掲載いたしません)  
 はい  いいえ

横浜市営地下鉄「関内駅」1番出口



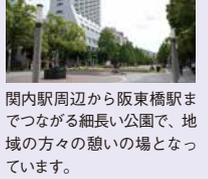
市営地下鉄ご利用の方は、1番出口が最寄りです。

JR「関内駅」南口

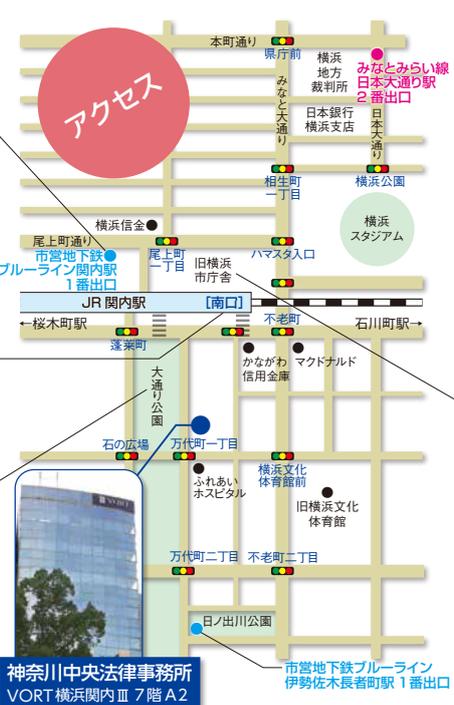


最寄りの駅出口です。当事務所は、南口改札を出て右方面です。京浜東北・根岸線、横浜線が通っています。

大通り公園



関内駅周辺から阪東橋駅までつながる細長い公園で、地域の方々の憩いの場となっています。

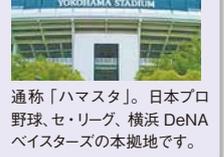


神奈川中央法律事務所 VORT横浜関内Ⅲ 7階A2

みなとみらい線「日本大通り駅」2番出口



横浜スタジアム



旧横浜市庁舎



横浜市営地下鉄「伊勢佐木長者町駅」1番出口



事務局だより

先日、国際宇宙ステーションが肉眼で見える日があると知り、観測してみました。予想以上に大きく明るく見えて感動しました。未だに旅行は自粛ムードですが、いつか宇宙への旅行も実現する日が来ると良いですね。

コロナが収束しない厳しい状況でも、メジャーリーグで大活躍する選手や陸上競技で日本新記録を出す選手などのニュースを聞くと、元気が湧いてきます。早く収束して更なる活躍を耳にしたいです。

夏季休暇のお知らせ

8月7日(土)から16日(月)まで夏季休暇とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。